

章の草案づくりも進展している。現時点で特筆すべきは、「人権」の分野が選択されたことである。今後の詰めを見守ることにしたい。

平和と権力政治

——歴史哲学から東アジアのデモクラシーと平和の展望を考察する——^{1*)}

^{2**)}
顔 厥安
(黄詩淳 訳)

Alles Interesse meiner Vernunft (das spekulativ sowohl, als das praktische) vereinigt sich in folgenden drei Fragen : 1. Was kann ich wissen? 2. Was soll ich tun? 3. Was darf ich hoffen?

³⁾
—Kant, Immanuel—

…so müssen wir überhaupt sagen, daß *nichts Großes in der Welt ohne Leidenschaft* vollbracht worden ist.

⁴⁾
—Hegel, Georg Wilhelm Friedrich—

The history of civilization is the history of the introversion of sacrifice. In other words : the history of renunciation. Everyone who practices renunciation gives away more of his life than is given back to him : and more than the life that he vindicates.

⁵⁾
—Horkheimer / Adorno—

1*) 本稿を作成するにあたって、林淑芬教授には幾度も原稿を見ていただき、貴重な意見を多数いただいた。ここに記して感謝する。

2**) 国立台湾大学法律学院法律系教授、ドイツミュンヘン大学法学博士。

3) Kant, KrV : A805, B833 ; 英訳は Kant, CPR : 635, “All the interests of my reason, speculative as well as practical, combine in the three following questions : 1. What can I know? 2. What ought I to do? 3. What may I hope?” を参照。

4) Hegel, Werke, Bd. 12 : 38 ; 英訳は Hegel, 1956 : 23. “…we may affirm absolutely that *nothing great in the World* has been accomplished without *passion*.” を参照

5) Horkheimer/Adorno, 1972 : 55.

I. はじめに

本稿では、カント、ヘーゲルの二つの歴史哲学を検討し、それに基づいて、東アジアのデモクラシーと平和の展望に関する問題を考察していきたい。歴史哲学には多くの理論形態があるが、筆者はカントの永久平和モデルとヘーゲルの権力政治モデルが、東アジアのデモクラシーと平和の展望に最も関連性の高いモデルであり、しかもある程度、権利概念とも関係するものであると考える。ただし、この二つのモデルを東アジアの問題に適用する際には、一定の検討と修正が必要である。この点について、筆者はグローバルな正義の体系の理念を提起したい。また、幾多もの戦乱を経験した欧州では、その主要な統合メカニズムである欧州連盟 (EU) が、すでに今年欧州憲法草案を採決した。EU の経験は東アジアの問題を考える上で重要な参考例となるのであろう。そのため、本稿は EU の歴史的意義に対しても簡単に説明を行う。

具体的な構成は以下の通りである。まず、本稿の第二節では、まず、なぜ歴史哲学が必要かについて簡単に述べる。第三節では、カントの歴史哲学を取り上げたい。筆者はこれを永久平和モデルと位置付ける。第四節では、ヘーゲルの歴史哲学を議論し、そこから権力政治モデルを導き出す。第五節では、EU の発展経験に対して観察と解釈を行い、その二面性を指摘する。第六節では、以上の議論を踏まえ、グローバルな正義体系の理念を提唱し、この理念を基礎として東アジアのデモクラシーと平和の展望を検討する。そして、最終節で結論を述べる。

II. なぜ歴史哲学か？

Gustav Radbruch は『法哲学』において、一章を設けて法の歴史哲学を議論している⁶⁾が、歴史哲学が現代 (二十世紀から現在まで) の法哲学・法理学及び法理論の中で既に重要性を失いつつあることは否定できない。法実証主義

者 (Kelsen, Hart) であろうと反実証主義者 (Dworkin, Finnis, Alexy 等) であろうと、法の歴史哲学に言及する者は決して多くない。それはおそらくヘーゲル以降の歴史哲学への反動や哲学・歴史学・社会学・法学等の領域における実証化の発展に起因すると考えているが、ここで詳論することができない。いずれにせよ、我々が問わねばならないのは、「なぜ歴史哲学が必要か？なぜ我々は歴史哲学の方法を通じて東アジアのデモクラシーと平和に関する問題を考える必要があるか？」ということである。

これは容易に答えられる問題ではないが、これについて筆者はひとまず単純な回答を提示するにとどめる。それはすなわち、我々は理性を備えた政治的動物であり、なおかつ我々は現代世界に生きているということである。この簡潔な答えをめぐるには、当然複雑な議論が数多く存在している。しかし、以下ではとりあえず筆者自身の基本的主張と考え方を簡単に説明する。

人間が理性を備えているということは、以下のことを意味する。(1)人間は言語という形式を通じ情報伝達と意思疎通を行う能力をもっている。(2)人間はまた、言語を通じて自らの動作に対しても意味を与えている。これは、「人間は行為する」ことを意味する。(3)人間の行為に対する解釈と理解は、これまで蓄積してきた意味構造に基づいて位置づけられることが避けられない。このことは、行為と意義が歴史性と記憶性を有することを意味する。したがって、さしあたりの結論として、理性は歴史性を有するということになる。

次に、人間が政治的動物であるということは、以下のことを意味する。

6) Radbruch, 1973 : 180. Radbruch は、「歴史哲学は、歴史を価値実現の視点で考察するものあり、すなわち歴史を、特定の価値に繋がる道あるいは特定の価値を離れる道と看做すものである」とする。この考え方にに基づき、法の歴史哲学の目的は、法の三つの重要な要素、すなわち法の概念 (Begriff)、理念 (Idee) と効力 (Geltung) を歴史的事件の真実性の下で考察することである。

7) 例えば哲学において、言語学と語用論 (pragmatic) の転向のためか、政治哲学の主流が個人的リベラリズムとなり、思弁的で speculative 全体論的な holistic 特徴を有する歴史哲学は魅力を失いつつあった。次に、史学と社会学において、様々な実証の方法は大歴史的な論述に取って代わった。また、法学において、身分から契約へという Maine の主張には異論がなかったようである。当然ながら、以上の推論は、更なる研究によって証明される必要がある。

(1)人間社会は分業関係の上に成り立ち、種々の共同生活形態、例えば家庭・部族・コミュニティ・社会・国家等を組織している。したがって、ヒューマニティはコミュニティを離れて語れるものではない。(2)人間は理性を有するため、それぞれのやり方で各自のコミュニティにアイデンティティをもち、言語を通じその生活の意義を獲得・存続させる必要がある。(3)偶然に満ちた生活の中からその出来事の意義を見つけだすためには、歴史的目的論による説明が必要である。これによって、運命の支配という桎梏を逃れることができる。換言すれば、歴史哲学は、実践哲学の問題に属するのみならず、全人類が共同戦線を形成するに値する公共生活のモデルを提示しうるものでもある。

このような背景に基づき、いわゆる現代社会で生活することは、理性化と脱魔術化(Entzauberung,あるいは脱呪術化)という認識条件の下で、我々はもはや神話、象徴、宗教的ドグマ(例えば、終末・救済思想、輪廻、因果応報等)による説明に満足することができず、常に理性的な説明(rational explanations)を求めている。啓蒙が作り出した魔術/非魔術の差異で、自由で平等であると思われる個人は、「特定の行為者に因果的に帰属する」という視点ですべての歴史上の出来事を把握しようとする。他方で、これらの「人為」的な出来事を繋ごうとする際に、拠り所のない難点にも直面する。啓蒙がもたらした歴史哲学は、まさにこの空白を埋めるためのものである。その内容は、人間の自由と理性に関する更なる高度な実現を特徴とするものである。¹⁰⁾

8) このアイデンティティは、二義的な強いアイデンティティを意味する。強いアイデンティティとは、避けることのできない所与の民族性と文化性(ethnic and cultural givenness。もちろん、この所与のものは解釈でまとめ上げられたものである)を持つ。そのため、例えばサッカーファンまたはクラシック音楽の愛好家のような弱いアイデンティティはここに含まれない。なお、この「二義的」には、アイデンティティが過激なアイデンティティな場合、それを拒否することが含まれている。拒否の中で、特定の強いアイデンティティ、例えばドイツ人であるアイデンティティは、特定の対象の中に、独立の客観的に含まれているものである。

9) ここで政治と運命の関係についてはじめて触れる。すなわち、自らのコミュニティに存在する公共的意義を積極的に求めること、言い換えれば、支配されること拒むことは、政治性を有するといえる。このことから、政治存在論と歴史哲学の関係を見いだすことができる。

Ⅲ. カントの歴史哲学と永久平和モデル

カント(Kant, Immanuel)の歴史哲学理論は元来あまり重視されてこなかったが、1995年にカントの『永久平和論』出版二百周年を迎えた後、欧米の学界ではカントの歴史哲学を研究する風潮が出現したと指摘されている。¹¹⁾カントの歴史哲学に関する論述はかなり分散しており、一つの専門的著作にまとめられたわけではなく、量も他の領域のものに及ばない。とはいえ、カントの歴史哲学を正確に評価することは容易ではない。以下ではいくつかの要素に従い、カントの歴史哲学理論を「永久平和(に向かう)」モデルと定義したい。

(1) カントの歴史哲学の要素

1. 人間性の進歩

カントが考えている人類史の概念は、歴史理解が人間理性の有限性に基づいていることを基礎とする。彼が期待する人類史は、過去の事件に関するばらばらな叙述ではなく、未来に関する人類史であり、すなわち予測の(vorhersagende)人類史である。予測の人類史は、既知の自然法則を基礎とした予告(wahrsagend)でもなく、超自然的方法すなわち予言の(weissagend; prophetisch)方法で未来を透視するものでもない。それは人種学の自然史ではなく、道徳史である。¹²⁾つまり、カントは道徳実践の可能性という視点から人類の歴史の方向または目的を考察した。理性と自由意志を有する人間に対して自然が与えた目的は、人間全体に存在する道徳を改善する傾向であるとカントは指摘した。

10) この立場からすれば、啓蒙主義またはポストモダニズムを批判する学説は、この「自由と理性に基づく」歴史哲学を否定する傾向がある。ニーチェの名作を除けば、この批判に火をつけたのはHorkheimerとAdornoの共著『啓蒙の弁証法』であろう。Horkheimer/Adorno, 1972を参照。

11) 李明輝, 2002:i.

12) カント「繰り返される問題」232。

しかし人間は自由である。この特徴のため、経験から直接、発展の方向性を知ることができない。それができるならば人間は自由を失ってしまうのだろう。したがって、哲学者がこの問題を解決する際に、唯一の方法は以下の通りである。すなわち、個人の活動の中で理性的な目標を推定することはできないが、人間の活動の過程において自然の意図を見つけることができる。この目的に従いながらも、個人の計画には従わない被造物は、自然の特定の計画に合致する歴史をもっている可能性がある。これは、歴史の糸口であり、このような歴史の糸口を発見し、そこからある種の規則性のある発展の過程を推論することができるのである。¹³⁾

直接経験から知ることはできないが、人類史の自然の意図を発見するための糸口を見つけるためには、経験と関連させて考察する必要がある。カントはこれについて二つの推論を行った。一つは、無数の戦乱、混沌、破壊、転覆を経た後、人間の理性的能力に基づき、最終的に人間はこのような悲惨な経験をもたなくても、理性のいう通りのことをするはずである。それは、狂気に満ちた自由を放棄し、合法的な憲法の中で平静と安全を求めることである。¹⁴⁾そしてもう一つは、偉大な事件、すなわちフランス大革命のような啓蒙的な事件を通じて、人間が絶えず自己革新するという道徳現象をカントは証明しようとする。この大きな影響力をもつ事件は、歴史的兆候として忘れられることはないだろう。このような大きな事件は、特定の状況下で必ず各民族に思い出され、彼らに同様の試みを行うよう促すはずである。¹⁵⁾

2. 理性目的論

以上の内容から、カント歴史哲学における人性の進歩の主軸は、人の理性と自由意志の能力の上に置かれている。しかし、理性は個人の能力だけでなく、歴史哲学の下では、更に理性目的論の意義を有している。カントは「世界市民的見地における普遍史の理念」の中でいくつかの歴史法則を指摘して

13) カント「普遍史の理念」6, 20-21。

14) カント「普遍史の理念」14-15。

15) カント「繰り返される問題」244-245。

いた。その中の第一命題「被造物が自然から付与されるものは、いずれ完全且つ合目的に解きほかれるよう定められている」のは、自然界自体の合目的性が、その法則を人々に理性的に理解させる基礎であると説明している。¹⁶⁾

第二命題では、「人は地球で唯一理性をもった被造物であり、その理性を使用するための天賦の素質は、個人においてではなく、類においてのみ完全に発展することができる」とカントは指摘する。人の理性は本能によって作用するのではなく、必ず挑戦、練習、指導を通じて、ある理解のレベルから別の理解のレベルへ進むことができるのである。このため、人が無限の生命をもっているものでなければ、全ての天賦の素質を完全に活用することはできない。しかしながら、現実には人の生命は有限であるため、人間全体は、絶えることのない世代間継承を通じ、それぞれの世代が自己の進歩を他の世代へと伝え、最終的に人間の中で萌芽したものを完全に自然の意図に合致した発展段階へと進めるとする。¹⁷⁾

これは典型的な啓蒙樂觀主義であり、各個人の理性が有限であるものの、世代間継承と累積を通じ人間の理性が最終的に完全に成熟した地位へと到達すると考えられているものである。

3. 公正な公民憲法

カントは「普遍史の理念」において第五命題「自然が人間に解決を迫っている最大の問題は、普遍的に法を管理する市民社会を実現することである」と指摘する。以下のような社会において、自然の最高の意図すなわち人間の天賦の素質を発展させることは、人類として達成されうる。すなわち、社会に最大の自由が存在するため、構成員の間には対立が絶えないものの、自由の限界の規定と自由の保障が明確であるゆえに、他者の自由と共存できるという社会である。自然が人間に与える最高の任務は、外的な法の制限を受けた自由が、誰も反抗できない力と最大限結びついた社会を築くこと、すなわ

16) カント「普遍史の理念」7。

17) 注14の7-8。

ち完全に公正な市民的憲法体制を構築することである。¹⁸⁾

さらにカントは、「永久平和論」において次のように指摘する。すなわち、互いに一緒に生活している人間は自然状態を離脱しなければならない。なぜなら、自然状態は一種の戦争状態であり、この状態では常に敵対行為の勃発があるわけではないにしろ、常に敵対行為の脅威があるからである。このため、平和状態が意識的に築かれる必要があり、かつ敵対行為を放棄するだけでは平和状態を保証することはできず、一種の法的状態を創造する必要が生じてくる。¹⁹⁾

このような前提のもと、カントは永久平和の第一条確定条項を「各国家における市民的憲法体制は、共和制であるべきである」と規定した。最高権力を有する者が一人、少数、あるいは市民全体かによって、国家の統治形式を専制政体、貴族政体あるいは民主政体に分けることができるとカントは考えている。また一方で、元首が市民を統治する方法、あるいは政府の形式によって、行政と立法を分離した共和主義と、「国家が自ら制定した法律を恣意的に執行できる」独裁制に区分することができる。カントが言及した民主政体は、行政権と立法権が区別されていない直接民主制であることから、カントは、これが必然的に独裁制になると考えている。他方で、いわゆる共和制は、行政権と立法権を区別するだけでなく、代議制も有している。なぜなら、もし仮に、統治方式が法に合致しない場合、[代議制が統治方式を徐々に改善するので]代議制が必要であるとカントは考えるからである。²⁰⁾このような観点からすれば、カントが考える共和制は、我々の現在の民主制に相当近いものであると言ってよからう。

共和制の憲法体制が永久平和の達成に必要である理由は、市民が戦争を開始するか否かを市民自らが決定できれば、戦争という恐ろしいゲームを概してためらうはずだからである。戦争を実施するとなると、市民は自らが戦闘に参加し、戦争費用を提供し、戦争による破壊を甘受し、債務を負担しなけ

18) カント「普遍史の理念」10-11頁。

19) カント「永久平和論」177-178頁。[邦訳、『カント全集』第14巻、260頁以下。]

20) 前掲書、181-183頁。[邦訳、前掲書、265頁以下。]

ればならず、市民は、このような戦争の苦難を自ら背負わなければならない羽目におちいる。したがって逆に言えば、戦争を開始するか否かを決定する者が、自らこれらの苦難を引き受ける必要がなく、生活に影響を受けないならば、躊躇なく開戦を行うことになる。²¹⁾[つまり、民主制と逆に、一人が決定権者となる独裁制は、共和制と違い戦争を誘発しやすい体制であると言えよう。]

4. 連邦主義の国際法秩序

このような考察に基づき、カントは次のように考える。もし市民間の自然状態、すなわち戦争状態を避けるために公正な共和国を築くことが必要となるのであれば、国家間においても、戦争を回避するために特定の法状態に入り、国際関係の自然状態を脱することが最も望ましいことになる。したがって、カントが提起する永久平和の第二条確定条項は、「国際法は自由な諸国家の連合の上に基礎を築くべきである」こととなる。各民族は安全の見地から、他の民族に対して自らと共に市民的憲法体制に類似した体制に入ると求めることができるし、そうすべきである。カントは、このような体制の下で、各民族の権利が保障されると考えている。²²⁾

但し、このことが個人が自然状態を脱し市民社会を形成するのと異なるのは、国際法秩序では強制力をもつ統治者が権利を保護することがないため、国家は訴訟に頼ることができず、戦争によって自らの権利を実現するしかないことである。したがって、国家は個人と異なり「自然状態を脱すべき」義務を負わない。にもかかわらずカントは、この問題に対し、「なお理性は道徳的に立法する最高権力の座から、訴訟手続としての戦争を断固として非難²³⁾」し、世代で積み重なった理性が最終的に戦争の無益を認識することを指摘するほか、「自然はまた、相互の自己心に基づき諸国家を結合するのであって、国際法の概念のみに基づいて、暴力と戦争に対して、諸国家の安全が

21) 前掲書、180-181頁。[邦訳、前掲書、264頁以下。]

22) 前掲書、184頁。[邦訳、前掲書、268頁以下。]

23) 前掲書、186-187頁。[邦訳、前掲書、271頁。]

確保されるわけではない。これは、すなわち商業精神である。…というのは、国家権力の下にある全ての権力のうち、経済力が恐らく最も頼れる力であろうから、各国はこのような崇高な平和を促進せざるを得なくなる（当然ながらこれは必ずしも道徳的動機に基づくものではない）」²⁴⁾とも言及した。

(2) 検討

筆者は、以上のような、カントの歴史哲学でのいくつかの主要な要素をまとめ、それを「永久平和モデル」としたい。この点に関し、関連する議論や記述も多いが、ここでは詳述することができないし、筆者も即座にカントの歴史哲学の現代における影響を判断することはできない。しかし、少なくとも政治哲学の大家であるジョン・ロールズ (John Rawls) は著書『万民の法 (The Law of Peoples)』²⁵⁾において、自らの理論がカントの永久平和論の概念を承継し、自由で民主的な政権が有効な万民法を制定し、市民の完全なる自由を保障すべきであると述べている。当然のことであるが、ロールズは、カントのように楽観的に人間史が最終的に永久平和の方向へ発展すると推断するわけではないから、彼の理論は歴史哲学と言いがたいかもしれない。これはまた、ロールズが包括理論 (comprehensive doctrine) の特徴をもつ人間論をすべて拒絶したからである。

人間論にかかわる論争はさておき、筆者はカントの歴史哲学理論に対して若干の検討を試みたい。まず、人類史において避けられないテーマが人間に最大の災難をもたらす戦乱の問題であること、国家あるいは民族内部の戦争であろうと国家間あるいは民族間の戦争であろうと、戦争が全ての人間に甚大な苦痛をもたらすものであること、そして、それに対する歴史哲学による反省と位置づけが必要であることを、カントは正確に見抜いていた。人間の戦争に対するカントの回答は、人間が最終的には理性の作用により、国内では立憲的な共和政体を築き、国際間では永久平和を確保する法状態を作り出すことができるだろう、というものである。カントは、国家に関する問題を

²⁴⁾ 前掲書、203頁。[邦訳、前掲書、288頁。]

²⁵⁾ Rawls, 1999 : 10.

適切に検討していたが、近代国家の二つの重要な要素—主権とナショナリズム (nationalism, 民族主義) の問題に深入りしなかった。事実上、主権とナショナリズムは恐らく二十世紀の人間に甚大な苦痛をもたらした戦乱の根源であったにもかかわらず、カントはこの二つの要素が戦争を引き起こす可能性を軽視した。

次に、カントが世界が平和へ発展すると推論した際、国家間の商業精神と経済力を手がかりとし、人々が戦争を発動する方向へ向かわないことを論証しようとした。しかし、その当時の知識の範囲には限界があり、カントは資本主義の問題を完全に処理しえなかった (また処理しようがなかった)。彼は、商業精神や経済力をもつ資本主義が戦争を発動させる巨大な力となることを理解できなかった。しかし、実は、二十世紀の戦争はほとんどこの資本主義の力と関連しているのである。

第三に、カントは、人間の理性が多くの世代を経て次第に成長していくものだという大いに強調する。そして、この理性の成長過程で、人間は次第に戦争が割に合わない有害無益なものであると認識するに至る、とカントは考えた。しかし、カントは「知識は伝えられるが、体験 (Erlebnis) は伝えられない」ことを意識していない。つまり、実際にはカントの意に反して先人達が経験した戦争の苦痛は、世代交代と共に次第に忘れ去られていく。このように体験を忘却してしまうことは、過去の戦争が国家を守るための光栄なる歴史と作り直され、さらに経済の悪化、ナショナリズムの台頭、強権政治や専制政治の存在といった状況下で、過去の戦乱で体験した苦痛の記述が、現在の体験により凌駕されたならば、人々は戦争が相対的に悪くないものと感じ、戦争状態に進むことになるのである。

第四に、カントの永久平和モデルの歴史哲学は、法や正義と高度に関連している。なぜなら、カントは、公正な法状態を設立することによって、国内及び国家間でのあらゆる戦争を消滅させることに期待したからである。ただし奇妙な点は、正義の状態が外在的な強制力に頼るものであり、さらに正義の目標が外在的行為の協調と自由を達成することであるにもかかわらず、国家間にはまさにこのような強制力が欠けていることを、カント自身は明確に

認識したはずである。この状況は、国際連合が出現した後であっても変化していない。米国が昨年（2003年）非合法にイラクへ軍事侵入したことはその一例である。イスラエルは一同様に共和国と呼ばれる一米国の庇護の下で、パレスチナや隣国に対して常に軍事攻撃・鎮圧を行っている。これはまるでカント（そしてロールズ）に対する皮肉のようでもある。

しかし第五に、前述したいくつかの戦争を発動する要素を根絶できるわけでないため、立憲共和制が常に成功するとは限らないが、それでもやはり、立憲共和制が国家の戦争発動を抑制する最良の体制であることを我々は認めなければならない。この点に関しては、後に詳しく検討する。

IV. ヘーゲル式の歴史哲学と権力政治モデル

ヘーゲルの歴史哲学は、カントの歴史哲学に比べ有名であり、影響力が大きい。その分、当然多くの批判を呼び起こしている。ヘーゲルの歴史哲学思想は、主に彼の生前に出版された『法哲学綱要』と死後編集出版された『歴史哲学講演録』²⁶⁾の中から見出すことができる。本稿はヘーゲルの歴史哲学の論文を専門的に議論するものではない。このため、以下では既によく知られている彼の思想の要点について多言することを避け（例えば理性の狡知）、ヘーゲルの歴史哲学が直接的ではないにせよ、権力政治モデルを内包していることを指摘したい。

(1) ヘーゲルの歴史哲学の要素

1. 世界精神の表現としての世界史

周知の通り、ヘーゲルの哲学は精神哲学と呼ばれている。ヘーゲルもまた歴史哲学の研究対象が「世界史」であり、それが精神の領域に属していることを認めている。物理的要素と心理的要素もまた世界史の中に加わっているが、「世界史の実体をなすものは、精神とその発展過程²⁷⁾である」。精神の実体

26) Baum / Meist, 1977: 122.

27) Hegel, Werke, Bd. 12: 29. [邦訳, 『ヘーゲル全集』第10巻, 41頁。]

部分はまさに自由である。世界史を理解するために、精神がいかに世界史の過程すなわち精神の実現過程において、自由を実現するかを考察すべきである。換言すれば、ヘーゲルの歴史哲学は、精神の発展史と自由の自己実現史であるといえる。

ヘーゲルは、世界史にある便宜的な時代区分を行うならば、東洋人は、精神が自由であること、そもそも人間が自由であることを知らないと考える。ヘーゲルによると、古代の東洋人は、専制君主のみが自由であり、且つその自由が恣意的なものであることを知っているにすぎない。ギリシア人は自由を意識し始めたが、ギリシア人とその後のローマ人は、少数の[貴族の]人々が自由であることを知っているにすぎない。キリスト教文明を受け入れたゲルマン諸民族に至ってはじめて、人間が人間として自由であると理解され、精神の自由が人間の最も深い本質に根ざしたものであることが認識され始めた。²⁸⁾

2. 世界法廷としての世界史

精神の発展という世界史の過程において、ヘーゲルは世界史を世界法廷として描出した。各民族はそれぞれ異なる民族精神をもっている。この特殊な精神は各民族の自己意識となり、各民族の客観的存在形態であるとヘーゲルは考える。これら特殊な精神は、各民族の相互関係における運命や行動を通じて、精神的弁証法の有限性を示しているが、同時にこのような弁証法から普遍的精神すなわち世界精神が生まれてきたのである。この至上の権限をもつ世界精神は、世界法廷となる世界史のプロセスの中で、各民族の有限的な精神に対しその権利を行使する。²⁹⁾前述の第一点の特徴と併せてみれば、世界精神の実体的内容とされた自由の理念は、その自己実現の過程で各民族に対しその権利を行使しているといえる。また翻っていえば、世界史の観察では、各民族が皆それぞれ自由を実現し自らの運命を受け入れる方向に向かうのであり、この運命は世界法廷における裁判とみることができる。

28) Ibid., 31-32. [邦訳, 前掲書, 43頁]

29) Hegel, Werke, Bd. 7, § 340. [邦訳, 『ヘーゲル全集』第9巻, 550頁以下。]

しかし、世界史が世界法廷における純粋な権力の働きによるものではなく、すなわち、盲目的運命の抽象的で理性を欠いた必然性に陥るものではない、とヘーゲルは強調する。それに反して、精神は「即自且つ対自 (an und für sich) 的には理性」である。理性の対自的存在がすなわち知である。したがって、世界史は理性の諸契機が、精神の自由の概念から展開する必然的な発展であり、すなわち精神の自己意識と自由の必然的展開である。この展開は、つまり普遍的精神の開陳と現実化である。³⁰⁾ 各民族は、自己認識を欠いた抽象的な運命の束縛状態を脱し、積極的な自由精神に転じるとヘーゲルは強調している。

3. 精神の実現体としての国家

ヘーゲルは、世界史における自由精神が各民族の現存在 (Dasein)、すなわち国家として具体的に実現すると主張する。国家は人倫的理念の現実性であり、³¹⁾ 即自かつ対自的に理性的なものであるほか、³²⁾ 主観と理性意志の統一体である。³³⁾ ヘーゲルの政治哲学は、一般的には国家哲学として認識されているが、ヘーゲルは決して国家の賛美者ではなく、理性的意志の表現者と自由精神の実現者と国家をみなす哲学者である。世界史の角度から見れば、国家は、自由精神が法 (Recht) を通じ自己実現する具体的な人倫の場であり、³⁴⁾ また世界史の手段 (Mittel) であるともいうことができる。

重要なのは、国家は個体 (individuum) であり個性をもつが、個性は排他性を有する対自的存在である。これは、それぞれの国家が別の国家に対しては独立性を有することを意味する。現実精神の自己のための存在がこの独立性を通じその現存在を有するため、³⁵⁾ 独立性は、民族の最も基本的な自由と最高の榮譽となる。ここにおいて、ヘーゲルは、民族独立と国家主権の問題

30) Ibid., § 342. [邦訳, 前掲書, 552頁。]

31) Ibid., § 257. [邦訳, 前掲書, 426頁。]

32) Ibid., § 258. [邦訳, 前掲書, 426頁以下。]

33) Hegel, Werke, Bd.12: 55. [邦訳, 『ヘーゲル全集』第10巻, 69頁。]

34) 実証法を認識する国家においてのみ、明確な行為がありうる。そこでこれらの行為に関する意識ははっきり発生し、人々によって持続的に記録されている。これは歴史となる。ibid.: 84を参照。

が世界史の中で必然的に重要な役割を演じること意識したといえよう。しかし、彼はまた、国家間では永久平和が不可能であると考えていた。

4. 永久平和の疑問

ヘーゲルにとって戦争は、絶対的悪として理解されてはならず、また、単なる外的偶然とみなされるべきではなく、戦争はむしろ、この世の財物の空虚さについて、真剣に扱われる状態である。ヘーゲルは、戦争を通じて各民族が人倫的健全さを獲得することができると考えた。長期の平和はかえって民族に活力を失わせ、墮落や腐敗をもたらす。このため、彼は軍人の勇敢さや国家のために犠牲となることを肯定する。そして、カントが考えたように、国際連盟によって永久平和の思想が実現できるとは、ヘーゲルは考えなかった。なぜなら、国家は個体であり、本質的に否定性をもっているからである。つまり、この性質があるからこそ、³⁶⁾ 国家は、何らかの形で対立をもたらすのであり、³⁶⁾ 敵を生むことになるからである。

5. 世界史の支配的民族

世界史の中で [諸国家, 諸民族, 諸個人の] 自由精神は様々な段階で存在しており、それぞれ異なる諸形態と諸契機 (Momente) をもっている。したがって、各民族は、各自独自の段階にあるために、世界史において不平等な地位にあるとヘーゲルは考えている。自然的原理として、ある種の契機に帰属する民族には、世界精神の自己意識が展開されていく中で、この自然的原理を完遂する契機を執行する使命を負っている。この民族は、世界史のこの時期における支配的民族であり、世界史の新紀元を創り出すが、この支配的地位はただ一度だけしか到来しない。支配的民族は世界史の現段階の担い手として、絶対的権利を有するのに対し、他の民族はこのような権利を有しないのである。³⁷⁾

35) Hegel, Werke, Bd.7, § 321-322. [邦訳, 『ヘーゲル全集』第9巻, 534頁以下。]

36) Ibid., § 324. [邦訳, 前掲書, 536頁以下。]

37) Ibid., § 344-347. [邦訳, 前掲書, 553頁以下。]

(2) 検討

ヘーゲルの思想は、カントと同様に自由、理性、国家等の概念を歴史哲学の主軸としているが、そこには、明らかに重大な差異が存在している。最も明確な差異は、カントが人間性の改善と永久平和へ向かうことを歴史の趨勢と推論したのに対して、ヘーゲルは、その精神哲学、すなわち精神の世界史における自己実現という観点から、世界史を自由の発展史として理解することである。その当面の具体的倫理の現存在は国家である。そして、個性や排他性、否定性をもつ国家は、他国との戦争を免れることができない。言い換えれば、戦争は完全に回避できるものではないのである。したがって、永久平和は決して不可能であり、また期待できるものではない。さらに、世界史の中で各民族の歴史段階はそれぞれ異なっており、絶対的権利をもった支配的民族がいるのである。

筆者は、支配的民族が主導するという考え方から、ヘーゲルが提起した歴史哲学モデルを権力政治 (Machtpolitik) モデルと呼ぶことができると考える。ヘーゲルは、世界法廷である世界史が、純粋な権力すなわち盲目的運命の抽象的で理性を欠いた必然性によって各民族を支配すると考えていないが、実際には支配的地位に立つ民族が、他の民族に対して、強権的に実力を用いて、その段階にある歴史精神を自覚的に執行すること自体をヘーゲルは否定していない。換言すれば、支配的民族は世界史の舞台において主役となり、他の民族は脇役となるのであり、忘れ去られたり、重要性をもたない道具となる民族も存在することになる。

以上の比較から理解できることは、カントの歴史哲学が、少なくとも知識的態度の上では謙遜的であるということである。カントの論述は、大半が推論であり、真に成り立つ知識ではないかもしれない。このため、彼の思想は、現実の歴史の進行によって提供される新たな材料や新たな知識に基づき疑問視されやすいことがある反面、新たな知識や経験で補足され支持されやすいという側面もある。これに対して、ヘーゲルの歴史哲学はまさしく思索的な (speculative) 思想である。我々は、ヘーゲル後の歴史の経過の中で、彼

の思想を確認することができる事件や歴史的潮流を多数見ることができる。例えば、各民族が絶えずに近代国民国家体制を建設しようとしていること、国家間で戦争が頻繁に勃発していることなどを例示できよう。また、支配力をもつ国家や民族 (例えば19世紀の英国、20世紀の米国) が、あらゆる時代に確かに存在したことも事実である。ただし、[このようにヘーゲルの思想を現実の歴史の中で確認できるようにしても、]ヘーゲルの歴史哲学が思索的であるがゆえに、彼の思想を更新したりや補足することはできないだろうし、恐らく、そうする必要もないのであろう。

ヘーゲルの検討を終えるにあたり留意すべきことが三点ある。第一に、仮にヘーゲルが正しければ、永久平和モデルは誤りということになる。たとえ多くの立憲共和制の国家が成立しても、世界は永久平和を獲得することができないのだらう。第二に、一般的な印象と異なるのであろうが、ヘーゲルの権力政治モデルは歴史の終結を提示していない。逆に永久平和は一種の歴史の終結モデルである。ヘーゲルの考えの下では、自由は承認を獲得するための抗争を通じ実現するものである。³⁸⁾ 個別的で相互に独立的な国家は、依然として分裂し不統一な状態にあり、したがって、いたるところで新たな歴史運動が生じる可能性に満ちている。第三に、左翼と新社会運動の主張を援用するならば、国家は自由の実現である最終的な人倫の現実体となりようがない。なぜなら、階級とアイデンティティにおける差異は、承認を獲得するための抗争を新たに引き起こす。この精神的な自己実現の新段階において、国家を破壊し新体制を生み出す力が存在するかは、現時点では未知数である。しかしながら、たとえそうであったとしても、ヘーゲルの歴史哲学の基本原則は依然として挑戦を受けないのであろう。

V. EU と EU 憲法の歴史的意義——二面性

カントとヘーゲルはいずれも欧州人である。欧州は前世紀において二度の

38) 承認を獲得するための抗争は、ヘーゲルの精神現象学における「主人と奴隷の弁証法」という概念から由来したものである。Hegel, PhG: 127-を参照。

世界大戦を引き起こした一方、広範囲にわたる民主化・平和化・統合化を実践した。とりわけ、ECからEUへの発展は最も注目に値するし、その中でも特に、EUが今年EU憲法草案を採択したが、今後の欧州の動向は東アジアの問題を考える際に、参考とすることができよう。

概して、EUは三つの柱をもっている。すなわち、石炭鉄鋼共同体・原子力共同体と欧州共同体（元は欧州経済共同体）によって組織された第一の柱、共通外交と集団安全保障政策によって形成された第二の柱、刑事事件における警察と司法（元来は内政と司法）の協力という第三の柱である。機能面からみると、第一の柱は比較的実質的な超国家（supranational）体制の性格を有し、多種の政策決定メカニズムをもっている。第二、第三の柱は、基本的に国家間の協力関係に基づく。³⁹⁾今年六月にサミットで採択された欧州憲法は、この三つの柱の上に構築された新たな枠組である。この理想と展望は、欧州連邦、あるいは連邦より緩くとも連合より緊密な体制を構築することである。⁴⁰⁾

EC、EU、欧州憲法は、いずれもかつて存在していた、または現存している体制である。これらについて理論的考察を行うことなくして、その理論的意義を解明することはできない。当然のことであるが、理論的観点と立場の相違によって、同一事象に対する解釈も異なっていく。ハーバーマス（Habermas）は、かつて欧州統合について四つの異なる立場を分類した。すなわち、欧州懐疑論、欧州市場論、欧州連邦主義、世界政府を展望する欧州連邦論である。⁴¹⁾彼はまた、2001年に「なぜ欧州は憲法が必要か？」という論文を発表し、2003年に米国のイラク戦争に対し、デリダ（Derrida）と共に「戦争後——欧州の再生」という論文を発表した。この二つの論文において、ハーバーマスは欧州憲法の必要性を強調するだけでなく、統合した欧州が共通の外交政策と行動力を持ち、米国の覇権による一国主義（unilateralism）に対抗

39) Herdegen, 2001: 1-6を参照。

40) 欧州連盟の枠組みに関する知識は、蔡宗珍教授のご教示を多数いただいた。心から感謝したい。

41) Habermas, 1998: 135-。Habermas自身は欧州連邦の支持者であり、世界政府の主張には困難が多いと考えている。

すべきであると主張する。⁴²⁾

ここでハーバーマスの議論について詳説することはできないが、彼の議論をみると、欧州統合と欧州憲法にはヤヌスのような二面性（Janus-faced）があるように思えてならない。つまり、欧州統合は、内に向かっては、カントの永久平和論と同様の意義を持つが、外に対しては、米国の覇権と同様の権力政治的側面をもっているのではないだろうか。

実際、第一の柱が本来もっている高度な経済性からは、欧州統合が当初から経済連合で国際的なグローバルな経済競争を勝ち抜こうという狙いがあることが理解できる。一方で、その政治外交的意義について、当初は欧州の平和を維持するものであり、特にドイツをこの平和メカニズムに入れるためのものであった。⁴³⁾そしてその後になって、東欧諸国の民主化を支援することがその意義に加えられた。したがって、デモクラシーと平和を実現しようとする努力は、主として欧州内部に限られているが、経済競争という観点からは、欧州以外の全世界を射程としている。さらに、いまのところイラク問題について欧州各国が分裂しているとはいえ、欧州の世論は一般的に米国に反対しており、このため、将来的には欧州の外交と安全保障政策は、米国と覇権を争う方向へ向かうこととなるのだろう。筆者個人としては、欧州憲法の採択と施行は、この基本的構造、すなわち対内的には永久平和、対外的には長期的な覇権を争うことを変更することがなかろうと考えている。なお、その覇権闘争の競争者あるいは同盟者は、当然のことながら米国に限定されるものではなく、必然的にロシアやアジアの中国・日本を含むこととなるのだろう。

この考察で非常に興味深いことは、哲学の観点から分析すると、欧州の状態が内部にはカント的状况、外部にはヘーゲル的状况が発生しているということである。したがって、欧州は必然的に真のカント信徒にはなりえない。なぜなら、永久平和というものは、決して欧州内部に限定して展開することができないものだからである。同様に、完全なヘーゲル化もまた不可能であ

42) Habermas/Derrida, 2003。

43) Habermas, 2001。

る。なぜなら、欧州は米国が現在の支配的民族であることを受け入れることができないでいる一方で、先導的な世界史の担い手として米国に取って代わる力もないからである（その時代がすでに過ぎ去ったためか？）。

更に奇妙なことは、仮にEUが別の思考をしなければ、EUのヘーゲル化が不可能であることは、ヘーゲルの観点そのものからも明らかである。というのは、第一に、欧州内部は現在、主権国家が分立しているが、たとえ将来欧州憲法を通じ欧州連邦にまとまることに成功したとしても、欧州連邦は、世界にとって単なる新たな一個の主権国家でしかなく、かえって他国に対する排他性（極端には敵対性）を形成することになるのだろう。第二に、欧州が米国の一国主義を牽制したいのならば、道徳的に米国を説得することがほとんど不可能なのだから、権力的実力（Macht）をもって覇権を争う以外に方法はない。権力的実力は、必ず軍事力を含めなければならず、国連の枠組外で、軍事力によって世界の他の地域で平和と秩序を維持する役割を発揮することも含んでいる。これは、欧州が決してヘーゲルを受け入れないのではなく、歴史哲学的意義における支配的民族が米国であることを受け入れないことを意味する。第三に、欧州の政治的エリート、知識人、公共領域、市民社会が、特定の歴史的背景の下で平和主義の道徳的重責を背負いつつも、権力政治的な国際政治の非道徳的行動が必要であるという矛盾を克服し、毅然として重大な決断と行動を行うことは、多分、困難なことであろう。この優柔不断は、恐らく欧州の豊かな汎道徳主義に起因するものであろう。いずれにしても重要なことは、このまま道徳的惑溺を続けるにせよ、一転して覇権争奪戦に参加するにせよ、ヘーゲル理論を突き抜けることはできないのだろう。では、欧州はどのように思考し、どのように前進すればよいのだろうか？

VI. 東アジアのデモクラシーと平和

これまで、カントとヘーゲルの歴史哲学の要諦を押さえた上で、欧州統合の歴史的意義に二面性があることを検討してきた。次に、以上の議論を前提

として、東アジアにおけるデモクラシーと平和の問題について考察を進めることにする。

(1) 歴史の二重性

アジアの諸民族は、歴史的に様々な戦争や衝突、そして複雑な政治関係を経験してきたが、二十世紀に入り、民族主権国家（national sovereign state）という衣装をまとって世界の舞台に立つこととなった。これは、（中国の『二十五史』のような）伝統的な歴史の叙述が各主権国家の各民族の論述に主眼を置いた歴史に取って代わられたことを意味する。しかし同時に、この民族史も、世界史の下で意義や位置を見つける必要がある。これを民族史・世界史の二重性と呼ぶことができる。

このような展開の中で、主権国家を組織することができなかった民族（例えばチベット族）は、その歴史が、辺境史（誰が誰の辺境なのか？）、地域史、部族史、文化史として位置づけられることになる。それが嫌であれば、主権国家に対抗し、独立を有する主権国家となるしかない。主権国家は、あたかも世界史という舞台において、唯一の合法的な登場人物なのである。

(2) 戦争状態の持続性

第二次世界大戦が終結する以前は、アジアの戦乱は他の地域ほどひどくはなかった。しかし1945年5月9日のナチスドイツの降伏以降、アジアは世界の戦乱の中心となった。中国の内戦、朝鮮戦争、ベトナム戦争、中印・印パ紛争、中越戦争、アフガン戦争、湾岸戦争（イラン・イラク戦争を含む）、中東戦争等、二十世紀で、アジアは、十年間ですら平和を享受することはなかったと言ってよい。

仮に、議論を東アジア地域に限ったとしても、その状況はあまり良いとはいえない。事態を深刻にとらえれば、中国と台湾の関係は、中国内戦が継続しているといえるし（この点は後に詳述する）、そうであるならば、中国と韓国は、未だに内戦状態にあるということになる。したがって、朝鮮半島や台湾海峡の情勢を斟酌すると、東アジアは依然としてある種の戦争状態にあり、

目下の平和は単なる停戦状態にすぎないのである。

(3) 立憲民主制の失敗

二十世紀、東アジアが悲惨な長期的戦乱に陥り、現在に至るまで戦争状態が終結していない主な要因は、次のような政治構造にあった。つまり、東アジア諸国が植民地から脱し、近代主権国家を形成する過程で、立憲民主主義が徹底的に失敗したために、立憲民主制に反する軍国主義、ファシズム、共産主義（ロシアを含む）が相次いで権力を手に入れたということである。この状況は当然、欧州と米国の帝国主義国家が植民地解体と国家形成過程においてアジアを権力政治的に取り扱った態度と関係がある（ひいてはこれに由来しているともいえる）。仮に欧米の責任問題を置いておくとすると、日本、中国、ロシアが立憲民主体制の形成に失敗したことがその主な原因であろう。なぜなら、現在へ至るプロセスの中では、この三国が歴史的な主役を演じたといえるからである（たとえ今のロシアが欧州に属すると自ら思っているとしても）。

この問題について、永久平和モデルが、少なくとも、欧州内部に永久平和への展望を提示し、啓発的な役割を果たしたものと筆者は考えている。永久平和モデルは、主にEUという形で表現されただけでなく、更に重要なことに、欧州の冷戦対立を平和的に解消した。1980年代の東欧自由化の過程では激しい軍事衝突の可能性も高かったが、欧州は、二度の大戦の悲惨な体験に基づく理性的自制によって、概ね民主的に体制転換を遂行し、欧州内部の平和を確保した。

(4) 富強優先と権力政治による覇権の論理

それでは、東アジアはなぜ依然として戦争状態を避けられず、長期的な平和の枠組を發展することができないのか。その主な原因は恐らく、アジアの諸民族が欧州の市民社会のような伝統を持っておらず、市民社会を立憲民主主義制度の基礎とすることができなかつたからであろう。そのため、東アジア各国の民主化の進展具合が長期的に低迷していた。カントによると、仮に各国が立憲共和制を形成できないならば、これらの国の間では長期的な平和

を達成することが困難であるとしている。

他方で、東アジア各国は立憲民主制の構築よりもむしろ、富国化、強国化を追求し、それを国家の基本戦略とする傾向がある。なぜなら、東アジアの政治エリートから知識人までの多くの者が、国家が裕福となり強力となつてこそ、人民に「尊厳」をもたらすことができると考えているからである。したがってここでは、カント的な人間の尊厳は、逆に国家主義と結合してしまう。とりわけ中国は、米国と世界の覇権を争う意図があると思われる。ヘーゲルのモデルに基づき、米国という目下の指導的民族が衰退した後、台頭した中国が米国に取って代わり、または少なくとも米国やEUと同様に世界的盟主の地位を得られると考えているようである。言い換えれば、中国では依然として権力政治モデルの思考が主流となっているのである。さらに、もし中国がこの考えを放棄しないのなら、他の周辺の小国はもちろん、日本までも、ただ受動的にこの権力政治的な論理に対応せざるを得なくなるのだろう。

(5) 別の思考——グローバルな正義の体系を手掛かりに

東アジアのデモクラシーと平和問題について反省し展望するために、我々はカントとヘーゲルの理論を参考としながら、もう一つの適切な歴史哲学の観点を展開させることが可能ではなかろうか。⁴⁶⁾つまり、我々は、カントやヘーゲルと異なって、彼らよりも多くの歴史的経験を有しているのみならず、彼らよりも多くの科学的知識を蓄積してきた。⁴⁷⁾ただし、まさにカントが

44) 最近、中国では「平和の台頭」の言い方がある。その場合の「平和」は、覇権を争わないことを意味する。この点は評価に値するもの、「台頭」の部分はどうに理解すればよいのだろうか。果たして覇権を争う意図を放棄したといえるのか。いずれにせよ、中国の保守派は平和の台頭論に満足できず、この主張を抑制する傾向にある。

45) 日本では最近憲法の平和条項を廃棄する意見がみられる。このことは、日本が権力政治の論理に戻る傾向を意味するのか、あるいはアメリカの権力政治に対応するために自己防衛のための方策に過ぎないのかが判断できない。

46) 以下の叙述は、理論レベルでの試論に過ぎない。

47) 「科学的知識」について、ここでは二点指摘しておきたい。第一に、この知識は、人文科学と社会科学の知識に限定されるものではない。地球科学や生命科学などの知識による補足も重要である。第二に、科学的知識、特に実証主義を基礎とする知識は、歴史哲学的思考に取って代わることはできない。

早くから指摘したように、我々は経験から人類の進歩の方向を直接探し出すことができない。なぜなら、これは人間の自由の問題にかかわるからである。ヘーゲルは、自由の世界精神がそれ自身を実現するのだらうと考えていたが、個々の個体の奮闘や努力を否定しなかった。前述のように、歴史哲学は最終的には実践哲学の問題であるだけでなく、全人類が共同で奮闘するに値する公共生活の模範モデルを提起するものでもある。このモデルは、人間の理性と知識の下で合理的に期待できる状態⁴⁸⁾でなければならない。

基本原則から考えると、世界史は確かに、人間の自由の実現に向けて発展し続けていると筆者は考える。フランス革命とロシア革命が、たとえ順調に展開していったわけではなく、さらなる承認を獲得するために抗争が繰り返されたとしても、それらは共に人類が自由を獲得するために争った重大な歴史的な事件であることに変わりはない。あるいは、これらの事件を、啓蒙の弁証法⁴⁹⁾と呼ぶことができるのかもしれない。この二つの革命が自由の実現と結びついていたのは、立憲共和制の国家建設と社会正義の実現、ひいては、グローバルな正義の体系 (Global System of Justice, GSJ) の形成へのプロセスと理解することができるのではなかろうか。

グローバルな正義の体系は、主として以下の内容となる。

- (1) この理論は、ロールズのいう現実主義的ユートピア (realistic utopia) に⁵⁰⁾該当する。
- (2) GSJ は、主権国家が相互に平等に付き合う立憲共和政体であることを基礎とした法治分業システムである。
- (3) 法治分業の概念の下では、民族あるいは国家主権 (national or state sovereignty) の概念は次第に法治主権 (legal sovereignty) の概念に取って代わら

48) 人間の最も合理的な期待が、すべての欲求を満足させる福祉 (Glückseligkeit) の状態であるとカントは考える。しかし、道徳の観点からは、その人がこの福祉に値するか (würdig, Würdigkeit) を検討しなければならない。Kant, KrV, A806/B834以下の議論を参照。

49) Horkheimer/Adorno, 1972を参照。特に、本稿の冒頭に挙げた引用を参照のこと。

50) Rawls, 1999: 7.

れる。

- (4) 国家は文化エスニックグループや民族を基礎とした特定領域における権力の集結ではなく、市民の自由意志の結合であり、法治を規範的枠組とする生活共同体である。
- (5) この共同体は当然、それぞれ独自の歴史的起源を持つが、この歴史的意義は決して一つの民族の歴史観のみに帰すことができない。
- (6) グローバルな共通の「倫理/政治」の同一性があるわけではないので、GSJは世界国家や世界政府の樹立を目標とする必要はないと考える⁵¹⁾。但し、GSJはグローバルな社会正義や環境保護等の議題を有効に調整するメカニズムを形成しなければならない。

人間理性の成長⁵²⁾と互恵的経済システムを基礎とするとき、以上の想像は合理的な (rational) ものといえる。人と人、民族と民族、国家と国家が、互いに他を尊重し、平等に付き合うべきであることを信じる者であるならば、筆者のこの展望が理性に符合し (reasonable)、且つ望むべきものであることは否定できないだろう。この種の観念は理性的期待 (reasonable expectation) の思考と呼ぶことができるが、筆者もまた、これらがあらゆる理性的な者の道徳信念に内在するものだと考えている⁵⁴⁾。

この基本原則と展望の下で、東アジア (さらには世界) は現在のところ努力すべき点が二つある。すなわち、各国が立憲共和体制を設立すること、そして平和を維持することである。以下ではこの二点について具体的に議論するが、その前に、理性的期待に対する批判としてよく見られるもの、すなわちリアルポリティックス (Realpolitik) の観点からの批判について簡単に回答し

51) この問題に関しては、Habermas, 1998: 161-の主張を参照。

52) その中には、文学、芸術、報道という手段によって戦争の体験を伝えることが含まれている。

53) その他にも理性的で期待できる展望がありうる。例えば、私有財産の廃止と国家のグローバルな共産社会 (global communist society)。

54) ここでいう「合理的 (rational)」とは、Rawlsの理論を基礎として、特定の事例における手段/目的 (とりわけ利益) の間における実現可能性を指す。「理性に合致する」あるいは「理性的 (reasonable)」とは、公平な条件の下で、相互に平等な方法で協力する生活体系を共同で形成することを意味する。参考、Rawls, 1996: 48-。

ておく必要がある。リアルポリティックスは、政治が絶対に敵対的闘争と覇権闘争を止められないため、グローバルな正義と平和は実現不可能であり、したがって、正義と平和を追求する必要がないとする。そして、あらゆる永久平和論、世界正義論のような理念は全て現実的ではないと考えている。しかし、このようなリアルポリティックスの主張には以下の欠点がある。第一に、それはカントが批判した自己停滞のアブドラ主義⁵⁵⁾ (Abderitimus) に陥る可能性がある。第二に、他人を説得するための規範正当性 (normative legitimacy) を欠いている。第三に、リアルポリティックスの理論は、理性的期待の観点に含まれる現実性を軽視しており、それが全く現実と合致しないと考える。しかし、理性的期待の観点は実際には合理的リアリズム (reasonable realism) を含んでいる。つまり、それは政治の行動者 (各国) の生存を確保し、行動者の福祉や尊厳の向上を求めるものである。第四に、リアルポリティックスの主張は、現実主義の要求を拡大する傾向にあり、覇権主義的支配・領土拡張・軍拡競争など、おそらく全く必要のない実力の要素を必須要因とするのである。さらに、この現実主義的⁵⁶⁾ 要求の拡大傾向では、リアルポリティックスの支持者は、理性の公的使用という基準で検証されることを嫌う。なぜなら、理性の公的使用という基準に基づく、多数の権力的行動は、多くの現実的条件を考慮するとしても、結局不必要だと判明可能であるからである。このように、理性の公的使用という検証を受けずに権力の拡張を強調する現実の政治観は、拡張主義的リアリズム (expansionist realism) と呼ぶことができる。第五に、このために、拡張主義的リアリズムを支持する者は、理性が公的に使用できる立憲民主体制を当然好まない。第六に、政治、経済貿易、科学技術、環境保護、労働、移民等の問題がグローバル化している現在、拡張主義的リアリズムの観点は合理性を失いつつある。それに対して、理性的な多国籍の協力枠組を求めることこそ、合理的で現実と適ったものである。言い換えれば、リアルポリティックスの主張はおそらく自己矛盾へ陥る可能性があるが、理性的期待の考えは決して非現実的ではない。この

55) カント「普遍史の理念」235。

56) その意義は、カントの「啓蒙とは何か」29を参照。

点もまた、GSJの理論が現実的ユートピアと位置づけることが可能である理由の一つである。理性的期待の考えは、現実と乖離していないばかりか、拡張主義的リアリズムを抑制する機能をも有するものである。

(6) 立憲共和体制の第一歩：理性の公的使用と十分な言論の自由

東アジア各国において完全な立憲共和体制を推進することは、通常、東アジアの民主化と理解されている。これに対する主な批判は、アジア的価値論であり、その中でも反欧州・反理性中心主義や反単一的現代化モデル等を含んでいるアジア的価値論である。

筆者は、この論争の当否が直ちに判明されるものとは考えていない。但し、東アジア各国で軽率に「西洋式」の立憲共和制を建てることに賛成しないとしても、少なくともカントの「理性の公開運用」という条件は実現されるべきではないかと考える。これはすなわち、言論の自由が十分に保障されるべきことを意味する。端的にいえば、たとえどの意見が正しいか判断できないとしても、また、アジア人がデモクラシーに関する能力を欠き比較的権威的な政策決定モデルを希望するとしても、少なくとも異なる意見と情報は可能な限り公開され流通される必要があるということである。

非常に遺憾なことは、英国人のJ.S.ミル (J.S. Mill) が19世紀の半ばに主張したこと (中国の清朝末期に厳復によって既に引用され伝えられた考え) は、21世紀初期に至っても、特に主には華人によって構成された二つの政治体——中国とシンガポール——で大きな抑圧を受けていることである。

言論の自由は立憲共和制の鍵となっているのみならず、平和の実現にとっても重要な貢献を遂げることができる。台湾を例として挙げよう。米国は今年、台湾が約180億ドルに達する軍備 (潜水艦) を購入することを強要した。それがマスコミに暴露された後、この計画は台湾の国民に強烈に反対され、結局棚上げとなった。仮にこの議題に関する情報が国家の秘密とされ、報道されず議論されなかったとすれば、民衆に基盤を持つ官僚や議員は恐らくこの軍事購入を阻止できなかったであろう。

(7) 平和維持の鍵：軍事的権力政治観の放棄

前述の問題の引き続き、台湾が米国から軍備購入の圧力を受けた主因は、中国が硬直な民族主義と軍事的権力政治の思考でもって台湾問題を処理しようとしたからである。換言すれば、中国は、政策上は武力で台湾問題を解決することを放棄していないだけでなく、実際にも台湾を標的とする大量のミサイルを設置し、軍事演習を行っている。

GSIの理念に基づけば、これまでの「民族」や「国家主権」の概念は、法治主権の概念へと転換すべきであろう。国家は市民の自由結合体であり、法治を規範的枠組とする生活共同体である。この共同体の歴史は、決して一つの民族の歴史観に依拠してはならない。このため、たとえ中国当局や国民が依然として大中華思想の考え方を持っているとしても、彼らは台湾人が別の考え方 (think otherwise) を有すること阻止することができない。主観的自由 (subjective freedom) の原則が世界史の中で顕現してくれば、いかなる強制力——軍事の脅威や武力の鎮圧を含むもの——をもってしても、人々の思想の変化を妨げることができなくなる。中国はこのことを遅かれ早かれ認識する必要がある。これに対して、尊重を基礎とした意志の疎通と説得は、しばし巨大な作用を生む可能性がある。EUの経験は、この点からもまさに重要な例である。

したがって、中国は以下のことを考えるべきである。第一に、武力をもって台湾問題を「解決」する可能性を完全に放棄し、絶対的な平和原則を持って粘り強く意志の疎通を進め、中国の望む方向へ台湾が展開するよう説得を行うほか、台湾の独立もまたひとつの選択肢であることを受け入れるべきである。あらゆる代価を惜しまず統一しなければならないという主張は、覇権争いを成就させること、そして大中華思想に基づく想像を満足させることを除けば、規範レベルでの正当性を見出すことができない (not justifiable) だけでなく、現実の利害関係を勘案しても合理的ではない。第二に、軍事的権力政治を目的とした軍備建設を放棄することである。中国が他の国を攻撃・侵略する意図を有しないならば、全ての攻撃性のある軍備、例えば長距離弾道ミサイルや潜水艦、航空母艦は無用であろう。軍事的権力政治は、現在の世

界的世論の中で、すでに笑い種となっている。第三に、中国国民の生活改善と尊厳の向上のために、軍事的権力政治の手法をとる必要はなく、米国や欧州と覇権を争う必要もない。たとえ米国がヘーゲルのいう指導的民族に相当するとしても、米国は、すでにこのために大きな代価を払っており、徐々に衰退してきている。また、GSIの理論に基づけば、単一の指導的民族は最終的に消失するのだろう。これにかわるものは、互いに協力し合う理性的権力 (reasonable power) である (以下参照)。

勿論、現在中国共産党の一党独裁の状況では、前述した言論の自由の保障と軍事的権力政治の考え方の放棄がほとんど受け入れられないであろうことは、筆者も理解している。しかし、グローバルな自由化・民主化またはグローバルな正義の体系へ向かう歴史的な方向が意味のある展望である場合に、戦乱などを避けながらこの展望に向かって発展することは、中国、そして東アジア各国の人々の共同の責任であろう。

(8) 理性的権力

上述した理性的権力の概念について、詳しく説明する。理性的権力とは、国際社会で軍事力・経済力を通じて他国に干渉や搾取を行わず、平和の維持と正義の実現に尽力する政治的権力を指す。国際社会では政治や経済の力の差が依然として存在するため、少なくとも近い将来、実力が比較的強い国家は互いに協力し合い、世界の平和と正義を達成する必要がある。しかしその手段はもはや革命、内戦、軍事衝突などではなくなるし、その目的も、世界の盟主という地位を争うことではなく、グローバルな正義を実現することとなるのであろう。

二十世紀において、ソ連は第三インターナショナルを通じ転覆、革命、高圧的統治という方法で自らの思い描く世界の解放を実現しようとした。しかし、そのソ連はすでに崩壊している。他方、米国もまた経済援助、デモクラシーの輸出、人権外交等の方法で、理性的権力の役割を演じようとした。しかし、その裏では覇権支配と経済搾取の意図が多々見られたばかりでなく、戦争や転覆、不平等貿易、独裁政権の支援等の不正な手段を用いたため、国

際社会における米国の評判は非常に悪かった。とりわけ京都議定書の調印を拒否し、イラクに軍事侵入した後、米国はロールズがいう不法国家 (outlaw state) となってしまった。ロールズは、おそらくこのことを予見できなかったのであろう。

最近、一部の識者は、EUが正義権力の役割を果たすこと期待している。なぜなら、EUは少なくとも米国の単独主義を牽制できているからである。その代表は、ハーバースとデリダである。しかし、この議論は現在のところまだ問題があり、楽観視することができない。それより、我々が考えるべきことは、比較的遠い未来に、米国、EU、ロシア、インド、中国などの国が、どのような条件の下で軍事的権力政治思想を放棄し、グローバルな正義と平和を指針とする国際的役割を果たすかという問題である。なぜなら、たとえ国連の枠組の下であっても、多数の権力政治を行っている諸国家が理性的権力の視点で世界の問題を理解し、相互に協力し合うことによって初めて、世界はGSJの目標へと発展することが可能となろう。東アジアにおいては、日本は（最近では退化の現象があるものの）すでにこの方向に向かって進んでいる。しかし解決の手掛かりはやはり中国の民主化と軍事的権力政治の放棄である。中国が一党独裁を民主化に取り替えなければ、あるいは軍事的権力政治を理性的権力に取り替えなければ、たとえ強くなったとしても、人々の尊敬を獲得することはできない。場合によっては、世界史では悪役を演じるはめになるかもしれない。なぜなら、ヘーゲルの観点から考案しても、指導的な立場にある民族は、偉大な自由を実現することにより世界史に名を残したのである。たとえば、ローマ人はローマ法を残し、フランス人は啓蒙運動と大革命をもたらし、イギリス人はデモクラシーとコモン・ローを創造し、アメリカ人は立憲主義を広げた。ドイツ人も間接に東アジア諸国に近代的な法典を伝えた。では、中国という権力政治はいったい、世界史上

57) 民主化は、中国にとって、このほかに付随的な利益がある。中国は、おそらく民主化が台湾と中国の関係を促進する最良の方法であり利益になるとは考えていないのだろう。また、以下の主張は正しいかもしれない。すなわち、中国共産党は、民族主義あるいは覇権のために台湾を統一するわけではなく、むしろ台湾の民主主義を消滅するのが主な目的である。なぜなら、台湾が世界中で唯一の華人の民主主義的な政体であるため、台湾の存在は中国共産党の正当性を脅かすことになるからである。

には何を刻み込もうとしているのであろうか。

VII. おわりに

本稿は、歴史哲学から出発し、カント、ヘーゲルの歴史哲学思想を簡単に紹介した。さらに、EUの経験を通じ、東アジアのデモクラシーと平和の展望に関する問題を検討し、反省した。その際、グローバルな正義の体系の理念が重要な役割を演じることとなる。

東アジア各国の民主化は、東アジアの平和の実現のための重要な前提である。その中で、言論の自由の保障は、権威的な伝統文化をもつ東アジア各国を民主化するための第一歩であるといえよう。また、中国が軍事的権力政治の考え方を捨て、台湾問題の絶対的な平和処理と軍縮の努力することは、東アジアの永久平和の別の鍵となっているといえよう。

紙幅の制限により、本稿は論述・論証と文献の引用が不足している。これに対しては非常に残念であるが、東アジアのデモクラシーと平和の展望に少しでも貢献することができれば幸いと存じる。

2004/7/22

参考文献

中国語：

ヘーゲル (Hegel, Georg Wilhelm Friedrich)

1981『歴史哲学』台北：里仁。

1984『精神現象学』賀自昭・王玖興訳、台北：里仁。

1985『法哲学原理』范揚・張企泰訳。台北：里仁。

カント (Kant, Immanuel)

2002『カント歴史哲学論文集』李明輝訳、台北：聯経。本稿は以下の論文を引用している。

「世界市民的見地における普遍史の理念」(「普遍史の理念」と略称) 3-23。

「啓蒙とは何か」という問題を答える」(「啓蒙とは何か」と略称) 25-35。

「永久和平論—一つの哲学的試論」(「永久和平論」と略称) 167-227。

「繰り返される問題：人間はよりよいところに向かっているのか？」(「繰り返される問題」と略称) 229-253。

李明輝

2002 「訳者の序」及び「序論：カントの「歴史」概念とその歴史哲学」, カント, 2002 : i-xxxviii に収録。

西洋語 :

Baum, Manfred / Meist, Kurt Rainer

1977 <Recht-Politik-Geschichte>, in Otto Pöggeler hrsg. : *Hegel*, Freiburg : Alber, 1977, 106-126.

Habermas, Jürgen

1998 *Die postnationale Konstellation. Politische Essays*. Frankfurt a.M. : Suhrkamp.

2001 <Warum braucht Europa eine Verfassung?>, in *Die Zeit* 27/2001.

Habermas, Jürgen / Derrida, Jacques

2003 <Nach dem Krieg : Die Wiedergeburt Europas>, in *Frankfurt Allgemeine Zeitung*, 31Mai 2003.

Hegel, Georg Wilhelm Friedrich

1956 *The Philosophy of History*. Translated by J. Sibree, a new introduction by C.J. Friedrich. New York : Dover Publication, Inc.

1986 *Werke in 20 Bd.* Auf der Grundlage der *Werke* von 1832-1845, neu edierte Ausgabe. Redaktion Eva Moldenhauer und Karl Markus Michel, Frankfurt a.M. : Suhrkamp. (zit.nach der Bandnummer) (Theorie-Ausgabe)

Bd. 7 *Grundlinien der Philosophie des Rechts*.

Bd. 12 *Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte*.

1988 *Phänomenologie des Geistes*. Neu herausgegeben von Hans-Friedrich Wessels und Heinrich Clairmont. Hamburg : Felix Meiner Verlag. (cited as PhG)

Herdegen, Matthias

2001 *Europarecht*. 3. Aufl. München : C.H.Beck.

Horkheimer, Max / Adorno, Theodor W.

1972 *Dialectic of Enlightenment*. Translated by John Cumming, New York : Herder and Herder.

Kant, Immanuel

1956 *Kritik der reinen Vernunft*. Hamburg : Felix Meiner. (cited as KrV)

2003 *Critique of Pure Reason*. Translated by Norman Kemp Smith, revised second edition, with a new introduction by Howard Caygill, New York : Palgrave. (cited as CPR)

Radbruch, Gustav :

1973 *Rechtsphilosophie*, hrsg. von Wolf/Schneider, 8. Aufl., Stuttgart.

Rawls, John

1996 *Political Liberalism*. Paperback edition, New York : Columbia University Press.

1999 *The Law of Peoples, with "The Idea of Public Reason Revisited"*, Cambridge : Harvard University Press.

東アジア的家族と女性問題

「親密圏」の現代的意義と法の役割 ——配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法) を手がかりに

井上匡子

I. はじめに

「法は家庭に入らず」は、数ある法諺の中で最も有名なものの一つであろう。これは、家庭・家族を私的な領域と見なすことにより、国家権力の介入・法の直接的な介入を戒め、私的な領域での自由な生活・自己決定に基づく生活を保障するものと解されてきた。しかしながらこの法諺は、家族と国家・市場との関係を考えるなら、現在従来とは異なるアンビバレントな意味を持っている。すなわち、現在マーケットメカニズムがさまざまなメディアを用いて個人の嗜好までも操作・決定しているし、国家システムは、法化あるいは行政化のプロセスの進行の中で、福祉政策の推進などを介して、家族や家庭などの「親密圏」への浸透している。それと平行して、「グローバルで、不可視で、制御・回避困難で、蓄積的な危険が日常生活内に常在」する「危険社会」と評される状況の中で、不安の増大と安全性の確保をキーワードとする積極的な立法を求める声が高まり、規範意識への介入をも射程に入れた立法が実際に行われている。その中には当然のことながら、「親密圏」

1) 酒井2004p. 2

2) 参照, U.ベック1998

3) この点に関しては、とりあえず以下の特集記事を参照。「特集現代社会における刑法の機能と犯罪論の新展開」『刑法雑誌』40巻2号(2001), 「特集最近の刑事立法の動きとその評価」法律時報75巻2号, 「特集刑事規制の変容と刑事法学の課題」『刑法雑誌』43巻1号(2004)

ここでは、単なる法の不備や法の欠缺を補うという技術的なレベルにとどまるものではない、刑事手続きの理念・原則からのパラダイム展開がみられる(新屋達之「刑事規制の変容と刑事法学の課題—立法を素材として」)という指摘や、それらの新しいタイプの立法が、国民規範意識の強化を強調して刑法的な介入を早期化・多用化していること、さらにそれが「安全確保」という国民世論を背景として行われていること(酒井安行2004)が、指摘されている。本稿で手がかりとしているDV防止法やストーカー規